

国自情第176号の2  
令和元年10月21日

日本行政書士会連合会会長 殿

自動車局自動車情報課長

自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて

今般、標記について別添1のとおりとするよう運輸支局等に周知したので、この旨傘下会員に周知願いたい。

また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条に基づき、令和元年台風19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）が公布施行されたことにより、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る行政上の義務の不履行の免責及び同政令を受けて同法第3条第2項の規定に基づき、行政上の権利利益の延長を行うための告示が別添2のとおり措置されているので、あわせて傘下会員に周知願いたい。

国自情第176号  
令和元年10月21日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車情報課長

自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて

令和元年台風第19号による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日が告示(令和元年国土交通省告示第720号)で指定されたことに鑑み、「自動車保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」(平成3年6月25日付け地管第54号)及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」(平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号)にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので、管内の運輸支局等へ遺漏なきよう周知されたい。

記

1. 対象者

特定被災地域内(※1)に住所を有する自動車の所有者若しくは使用者又は特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者

※1 令和元年台風第19号による災害について、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域。

2. 延長後の満了日

(1) 自動車保管場所証明書の有効期間について

特定非常災害発生日前概ね1ヶ月(※2)以内(令和元年8月31日から令和元年10月10日)に証明されたものについては、令和2年3月31日をもって満了するものとする。

※2 「自動車保管場所証明書の取扱いについて(平成3年6月25日付け事務連絡)」において、「概ね1ヶ月」とは「40日」とされている。

(2) 自動車の使用者の住所を証する書面及び使用の本拠の位置を証する書面等の有効期間について

特定非常災害発生日前3ヶ月以内（令和元年7月10日から令和元年10月10日）に発行されたものについては、令和2年3月31日をもって満了するものとする。



明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証の交付	自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)第十六条第一項の印刷に関する証明書の作成されたものに限る。第一項の規定に基づく申請書の提出	自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)第二十五条第二項と認める書類(特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る)を提出して行う道路運送車両法第二十条第一項の規定する登録事項等証明書の交付の請求	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三十一条の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	宅地建物取引業法第二十一条の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士の証明書の交付	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和二十八号)第五十二条第二項の不動産鑑定業者の登録	タクシ業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十九条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業者の登録
仲長公示をした運輸支局長が別に示す指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合印章を受領した者	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内にタクシ業務適正化特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者
仲長公示をした運輸支局長が当該期間の満了の日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第七十条第一項の規定に基づく登録住宅性能評価機関の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業者の登録	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四号)第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四号)第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百七十七号)第二十条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録	地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百八十八号)第二十条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第三百四十四号)第二十条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和六十二年建設省告示第千三百三十四号)第二十条第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録	不動産投資顧問業登録規程(平成十二年建設省告示第千八百二十八号)第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧問業者の登録	賃貸住宅管理業者登録規程(平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号)第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録
特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第七十条第一項に規定する評価の業務を行う事務所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者
令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日

発行所 平一〇五八四四五  
二番五号 東京港区虎ノ門二丁目  
電話 03 3587 4294  
一 九 月 一 日 一 六 四 一 円 本 体 一 五 二 〇 円  
本 号 一 部 一 四 三 円 本 体 一 三 〇 円